

長野市戸隠伝統的建造物群保存地区

保存計画

平成28年8月5日告示
(長野市教育委員会告示第11号)
改正 平成31年3月29日告示
(長野市教育委員会告示第1号)

長野県長野市

長野市戸隠伝統的建造物群保存地区保存計画

目 次

第1章 保存地区の保存に関する基本計画	1
(1) 保存計画の目的	
(2) 保存地区の基本事項	
(3) 保存地区の沿革	
(4) 保存地区の現況	
(5) 保存地区の特性	
ア 町並みの特性	イ 屋敷構えの特性
(6) 伝統的建造物の特性	
ア 建築物の特性	イ 建築物以外の工作物の特性
(7) 環境物件の特性	
(8) 保存の方向	
(9) 保存の内容	
第2章 保存地区における伝統的建造物及び環境物件の特定	11
(1) 伝統的建造物	
ア 建築物	イ 建築物以外の工作物
(2) 環境物件	
第3章 伝統的建造物群の保存整備計画	12
(1) 保存整備の方向	
(2) 伝統的建造物	
(3) 環境物件	
(4) 伝統的建造物以外の建造物等	
第4章 助成措置等	13
(1) 経費の補助	
(2) 技術的援助	
(3) 保存団体等への支援	
第5章 保存地区の保存に必要な管理施設、設備及び環境の整備等	13
(1) 管理施設等	
(2) 防災施設等	
(3) 環境の整備等	
第6章 保存地区を核とした地域の活性化とまちづくり計画	14
(1) 住民主体のまちづくり	
(2) 周辺との連携	
別表1 伝統的建造物（建築物）	
別表2 伝統的建造物（工作物）	
別表3 環境物件	
別表4 修理（復旧）・修景・許可基準	
別図1 保存地区の範囲	
別図2 保存地区のエリア区分	
別図3 伝統的建造物（建築物）の位置図	
別図4 伝統的建造物（工作物・石垣）の位置図	
別図5 伝統的建造物（工作物・石造物）の位置図	
別図6 環境物件の位置図	

長野市戸隠伝統的建造物群保存地区 保存計画

長野市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成28年3月30日長野市条例第25号。以下「保存条例」という。）第11条において準用する第3条第1項の規定により、長野市戸隠伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存に関する計画を定める。

第1章 保存地区の保存に関する基本計画

（1）保存計画の目的

この保存計画は、特有の歴史や伝統、文化に育まれた戸隠地区の町並みを市民共有の財産として保存するとともに、地区住民と行政の協働によって魅力あるまちづくりを持続的に推進して生活環境の向上や地域の活性化に努め、もって市民の文化的向上に資することを目的とする。

（2）保存地区の基本事項

保存地区の名称：長野市戸隠伝統的建造物群保存地区

保存地区の面積：約73.3ha

保存地区の範囲：長野市戸隠字宝光社の全域並びに字中社、字宝光社東、字宝光社西、字堂前林、字向林、字東谷及び字上泡原の各一部（別図1）

（3）保存地区の沿革

長野市戸隠地区は平成17年（2005）1月1日に長野市と合併した旧上水内郡戸隠村の範囲で、市域の北西に位置する。このうち、中社・宝光社地区を含む戸隠地籍は戸隠地区のなかでも北西に位置し、新潟県妙高市と接する県境の地でもある。保存地区の西には西岳（2,053m）、戸隠山（1,904m）、高妻山（2,353m）等の標高2,000m級の戸隠連峰があり、凝灰角礫岩からなる峻厳な山容を示す。対照的に、東にはなだらかな裾野を四方に広げる飯縄山（1,917m）があり、この西側山裾端部（標高1,200～1,100m）に保存地区は位置している。周辺は、昭和31年（1956）に上信越高原国立公園に編入指定（平成27年〔2015〕妙高戸隠連山国立公園に分離指定）され、豊かな自然環境が良好に保全されている。標高が高く寒冷地であることに加えて豪雪地でもあり、冬季の生活環境は大変に厳しい地域である。一方で、冬季に降り積もった雪は豊かで清らかな水資源をもたらし、治水や農業に関わる戸隠信仰を生む素地となった。保存地区は、こうした戸隠信仰を背景に成立した、全国でも類を見ない高標高に位置する門前町といえる。

戸隠信仰は、古代以来の地主神で水を司る九頭龍神に対する信仰と平安時代以降の修験道が習合して発展した。九頭龍信仰の初源については、『日本書紀』の持統天皇5年(691)八月辛酉の条にある「水内神」を戸隠の神(九頭龍神)に当てる説があるが、定かではない。しかし、修験霊場となる以前から地主神として信仰されていたことは確実視され、修験道との習合以後も戸隠信仰の中心的な位置を占めた。

戸隠における修験道の始まりについて『阿婆縛抄』所収の『戸隠寺縁起』(平安時代末までに成立か)では、嘉祥2年(849)に学門行者が戸隠山を開山したことよるとしている。現在の奥社、中社、宝光社につながる三院(奥院[本院]、中院、宝光院)が整えられたのは、『戸隠山顕光寺流記』(長禄2年[1458]編述)によれば11世紀後半から末にかけてであり、まず康平元年(1058)に宝光院(福岡院)が、次いで寛治8年(1094)に中院(富岡院)が設けられたとされている。『戸隠山顕光寺流記』「当山施入法器道具等事」には、久寿元年(1154)に別当寛範・権別当湛助が銅仏器を奉納した際の合力として本院・中院・宝光院の諸坊が記されており、いくつかは現在の社家にまでつながる。この頃すでに三院が確立し、それぞれ僧坊があったことがわかり、保存地区において信仰を背景とした集落が形成されていたと考えられる。なお、治承年間(1177~1181)にまとめられた『梁塵秘抄』には「四方の霊験所は伊豆の走りぬ、信濃の戸隠、駿河の富士山、伯耆の大山、丹後の成相とかや、土佐の室生門、讃岐の志度の道場とこそ聞け」とあり、平安時代の終わり頃には全国に知られる霊地として多くの修験者を集めていた。また、『吾妻鏡』には天台宗末寺として「顕光寺」が見え、遅くとも12世紀半ば頃までには比叡山延暦寺の荘園となっていた。

戸隠信仰が大衆化を始めるのは近在の善光寺に対する信仰が隆盛する鎌倉時代後期からと考えられる。室町時代になると、本山派(天台宗)に加え当山派(真言宗)の寺院も多く存在し、「戸隠十三谷」や「戸隠三千坊」と呼ばれるほどに隆盛する。しかし、室町時代後半に本山派と当山派の争論が起こり、当山派は衰滅し、戸隠修験も一時衰退する。戦国期に入ると、北信濃の支配権をめぐる武田信玄と上杉謙信の戦いに巻き込まれ、弘治3年(1557)には越後関山に、永禄元年(1558)には鬼無里へ一時避難するなど、不安定な情勢が続いた。このため、永禄7年(1564)に三院衆徒80坊は本院燈明番を除いて小川筏ヶ峰へ移ることとなる。このとき、それまであった集落は一旦途絶したものと考えられる。その後、文禄3年(1594)に上杉景勝の支援により戸隠の社殿が再建され、筏ヶ峰に避難していた衆徒が帰山する。このとき帰山したのは本院12坊・中院24坊・宝光院17坊の計53坊であり、戦国期の動乱が大きな影響を及ぼしたことがわかる。

近世に入ると、慶長9年(1604)に川中島藩主松平忠輝から200石の寄進を受け、慶長16年(1611)には徳川家康から800石の加増を受けて1000石の戸隠神領が成立する。一方で、「戸隠山法度」が示され、天台宗寺院として幕府の管轄下に置かれるようになる。

正徳年間(1711~1716)、別当公栄は、勤役中を除き奥院衆徒が冬季に中院・宝光院で居住することを許し、奥院衆徒は中院・宝光院に里坊を構えることとなる。すでに中院・宝光院の主要道である大門通り・横大門通りには中院・宝光院衆徒の院坊が構えられていたため、その外側に奥院衆徒の里坊が構えられ、現在の町割りの基本形がつけられた。また、安永9

年（1780）、宝光院衆徒と中院衆徒の争論から宝光院衆徒17院が戸隠を退転する事件が起こる（櫓一件）。これにより宝光院17院が空坊となったことから、翌天明元年（1781）に中院衆徒24院のうち12院が宝光院に転住し、現在まで続く社家の構成がつけられた。

近世を通じて天台宗寺院としての性格を強める一方で、水に関わる神として農民と深く結びついた戸隠信仰においては、三院の衆徒は御師としての役割を務め、各地につくられた戸隠講へ毎年の祈禱札を配るとともに、講員が戸隠に参詣する際には宿坊として自院へ止宿させて祭壇にて祈禱を行った。天保12年（1841）の「本坊並三院衆徒分限帳」によれば、三院の衆徒がそれぞれ数百軒から数千軒の檀那（講員）をもち、その総数は8万軒を超えていた。近世中期になると、農民や商人の経済的な成長を背景に、善光寺参りや伊勢参り、西国三十三番札所巡りなどに代表される寺社参詣の旅が隆盛したが、戸隠は善光寺と並んで全国的に知られた名所で、戸隠講の講員に限らず、善光寺参りに来た人の約半数が戸隠に参詣したといわれる。こうした参詣者の増加により、院坊では参籠のための広間を備えた雄大豪壮な宿坊（客殿・庫裏）を整えていくこととなった。

また、近世における戸隠信仰の隆盛は、社僧である衆徒に対し、在家と呼ばれるもう一つの社会集団を門前に成立させた。在家は門前町における消費活動を生産面で支えた人々であり、遅くとも正徳年間（1711～1716）には衆徒と在家が分化していたと考えられる。在家は門前において農業を営み、副業として中院の在家では神領内のチシマザサ（根曲り竹）を利用した竹細工を、宝光院の在家では神領内の薪木を利用した製炭を行った。また、近世中期以降の参詣者の増加により、在家のうち、特に大門通り沿いの在家は宿屋や商家を営むようになる。こうした門前における消費活動の拡大によって在家の成長が促がされ、集落の外縁部に新たな町域が拡大して現在に至る門前町のかたちが形成された。

明治維新により神仏判然令が發布されると、戸隠では別当以下衆徒が還俗し、明治元年（1868）11月に顕光寺を廃して戸隠神社が発足した。旧衆徒はすべて僧から神官となったが、明治5年（1872）に講員への配札が禁止され、さらに一部を除いて神官資格も失うこととなった。信仰を背景に成り立つ戸隠において、戸隠講の禁止は大きな影響があったが、早くも明治9年（1876）には戸隠講再興の動きが興り、明治13年（1880）には正式に戸隠講社設立が認可された。また、古代以来の九頭龍信仰を背景に農業神としての性格を強く有した戸隠信仰は、神仏分離によって戸隠山顕光寺から戸隠神社へ変わって以降も本質的には変化せず、従来の講組織は継承された。明治16年（1883）には旧衆徒の神札頒布の権利が回復し、新政府の農業振興政策とあいまって、農業神としての戸隠信仰は近世にも増して多くの信仰を集めた。こうしたことにより、戸隠では近代以降も御師の活動が継続することとなり、古くからの宿坊が維持されるとともに、近代以降も旧来にならった宿坊が建てられ、近世の門前町としての町並みを維持することができた。

こうした明治維新にはじまる社会環境の変化に加え、終戦直後の昭和20年（1945）8月には宝光社区において32戸50棟余りを焼失する大火を経験したが、昭和30年代まで伝統的な建築様式が採用され続け、現在も近世以来の門前町としての町割りと伝統的な建造物が数多く残されている。

(4) 保存地区の現況

戸隠地区では、昭和38年（1963）の戸隠村営スキー場開設に加え、昭和39年（1964）に戸隠有料道路（戸隠バードライン）が開通したことで、高度経済成長を背景として急激な観光地化を果たした。昭和30年（1955）に30万人であった観光客数は昭和42年（1967）に100万人を超え、昭和48年（1973）には259万人にも達した。

こうした急激な観光客数の増加に対し、社家では昭和30年代後半から昭和50年代にかけて宿坊の増改築を行い、院坊時代からの観賞用の庭を駐車場に改めた家が多い。在家においても新たに民宿業を始める家が多く、昭和39年（1964）に10軒であった民宿は、昭和50年（1975）には58軒に達した。このような動きは特に中社地区において顕著で、中社西根や新町通り周辺は民宿が多く建ち並ぶようになった。また、名産品である戸隠そばをはじめとした飲食店や伝統工芸である竹細工などの民芸品を扱う土産物店が多く出店を始めたのもこの頃である。

一方で、観光客数は昭和52年（1977）に200万人を割り込み、以降漸減して平成26年（2014）では119万人となっている。市内では善光寺に次ぐ観光客数を誇るが、近年では通過型の観光客が多く、昭和40年代後半から昭和50年代のピーク時に新築・増改築された施設の多くは過剰設備となり、老朽化も進んでいる。また、少子高齢化と過疎化の進行によって定住人口が徐々に減少しつつあり、近年は空き家も目立つようになってきている。加えて、標高が高く、特別豪雪地帯に指定されている豪雪地であることや、ライフスタイルの多様化を受けて、機能性やデザイン性を求めた現代的な住宅が目立つようになってきている。

こうした現況に対し、戸隠村時代の平成15年（2003）に住民有志によって、「街なみ環境整備事業景観形成住民協定準備委員会」が設立されたが、このときは十分に合意が形成されず、住民協定締結には至らなかった。平成17年（2005）1月1日に戸隠村は長野市と合併し、長野市戸隠地区となる。同年6月に景観法が施行され、長野市では平成19年（2007）7月に長野市景観計画を策定した。長野市景観計画においては、戸隠奥社・中社・宝光社を中心とした地区を「特色ある景観形成を特に推進する地区」に位置づけ、伝統的建造物群保存地区などの文化財保護法上の制度や、自然公園法、森林法など関連法令の施策を有効に活用し、特色ある良好な景観形成を推進することとした。

住民側においても、平成24年（2012）11月に中社区・宝光社区をはじめ、戸隠神社・戸隠観光協会・戸隠民宿組合・戸隠商業組合・中社旅館組合・宝光社宿坊組合・中社区観光委員会・戸隠奥社の杜と杉並木を守る会などの各種団体が参画して「戸隠中社・宝光社地区まちづくり協議会」が発足し、地区住民の意識向上を図って歴史的遺産を活かしたまちづくりを推進するため、勉強会やまちづくりシンポジウムの開催、戸隠スキー場中社グレンデにおける茅刈りなどの活動を開始した。

こうした住民側の動きを受け、長野市では街なみ環境整備事業を活用した歴史的町並みの保存・再生について具体的に検討を始め、平成24～25年度に町並み基礎調査を実施した。平成25年（2013）4月には「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まち

づくり法)」に基づく「長野市歴史的風致維持向上計画」が国より認定を受け、保存地区を含む範囲は「善光寺・戸隠地区」として重点区域に位置づけられた。

このような経過のなかで、長野市では平成26年（2014）4月より伝統的建造物群保存対策調査に着手し、伝統的建造物群保存地区制度と街なみ環境整備事業を活用した歴史的町並みの保存について本格的に着手することとなった。

（５）保存地区の特性

ア 町並みの特性

保存地区は、戸隠信仰における信仰拠点として成立し、近世以降に門前町として発展したもので、中社地区と宝光社地区の2つの集落に大きく区分される。2つの集落は、いずれも標高1,100m以上に位置し、門前町としては全国でも抜きん出た高所にある。それぞれ南向きの斜面地に立地し、直線距離では1kmほど離れて位置するが、近世以来の古道によって結ばれている。

それぞれの集落北端（最高地点）には戸隠神社中社・宝光社（近世までは戸隠山顕光寺中院・宝光院）の社殿があり、そこから南北に延びる大門通りとそれに直交して東西に延びる横大門通りを基軸とし、さらに大門通りから分岐した中道や新町通りが北東方向に延びて逆三角形の町割りを形成している。加えて、居住域から耕地や山城へつながる小規模な道も残されており、古くからの生業と結びついた古道と考えられる。集落の東には戸隠信仰とも関りの深い霊峰飯縄山を拝する飯縄社が、西には山城の生業と結びついた山神社（大山祇社）が、そして集落への入口にあたる南には道祖神がそれぞれ置かれ、北に位置する戸隠神社社殿とあわせて集落の四方の境界となっていた。また、地区内に走る大小の水路の多くは旧位置をよく保っており、特に宝光社地区においては、集落の南方に流れる濁道川によって居住域が区画されている。

近世において一山を取り仕切る本坊があった中社地区の方が集落の規模は大きいものの、主要な道の配置からつくられる町割りは両地区でよく相似している。特に、寺の門前であるために名づけられた大門通りや横大門通り、居住域の拡大によって生まれた新町通りや中道などの道の名称が両地区で共通しており、同じ原理を背景に形成された集落の歴史をよく表している。

屋敷地は、集落内の道に沿って雛壇状に構えられる。両地区とも、かつては大門通りの中ほどに仁王門が置かれ、それよりも社殿に近い北側に院坊であった社家の屋敷（宿坊）が構えられている。社家の中でも、基軸である大門通り、横大門通り沿いには旧中院・宝光院衆徒の屋敷地があり、旧奥院衆徒の屋敷地（かつての里坊）は中道沿いなど外縁部に位置する。

一方、かつて仁王門があった位置より南側の大門通り（中社では使町通り）沿いには、門前にて商家を営んだ在家が道に接して主屋を構えている。また、仁王門跡の手前から北東方向に延びる新町通り沿いには、農業や手工業（主として中社では竹細工、宝光社では製炭・麻糸）を営んだ在家の屋敷が並び、同様に集落の外縁部にあたる西根にも農業や手工業を営んだ在家が分布する。このような重層的な屋敷地の配置は、近世に描かれた「信州戸隠山惣

略絵図」などの古絵図や明治初期の「戸隠村地割図」ともよく一致し、両地区ともに近世以来の地割や空間構成が良好に残されている。

こうした近世以来の地割のなか、伝統的な寄棟造や入母屋造の主屋が棟方向を揃えて建てられており、屋敷地の周囲に設けられた垣や屋敷林とあわせて特有の景観をみせている。特に、非常に規模が大きく、伝統的建造物としても優秀な社家（御師家）の屋敷（宿坊）が群をなして残されていることは、全国的にみても特筆すべきものである。また、他に類をみない高距信仰集落を生み出す背景となった戸隠連峰を中心とする雄大な自然環境は、現在も戸隠神社や集落と強い一体性のもとに良好に残されており、特色ある地域性を顕著に示している。

イ 屋敷構えの特性

① 社家（御師家）の屋敷構え

社家は在家と比較して広い屋敷地を持ち、なかでも旧中院・宝光院衆徒の屋敷地が相対的に大きい。南向きの斜面地に立地するため、屋敷地の北側を切り下げ、南側を盛り上げて平坦面を作出している。法面は土羽とする場合と石垣とする場合がある。

主屋（宿坊）は道から離れた位置に置き、多くは棟方向を東西方向に構えている。屋敷地への主導入部は、大門通りや横大門通り、中道などの屋敷地が接するもっとも主要な道に対して設けられ、表門が構えられる。裏門を構える例もごく少数存在するが、原則として1つの屋敷地に対して門は1つである。旧中院・宝光院衆徒の屋敷では、薬医門や高麗門といった規模の大きな門を構える例が多い。一方、旧奥院衆徒の屋敷は、元々が里坊であったため、薬医門や高麗門を持つ例はなく、代わりに門柱を置いている。

主屋（宿坊）は多くの講員を止宿させるために規模が大きく、雄大豪壮な造りとなっている。主屋まわりには池や築山を設け、高山植物や観賞用の庭木が植栽される。附属屋としては土蔵や倉庫が置かれる。土蔵は、古くは道に面した位置に配置されたが、後に駐車場用地を確保する必要性などから、主導入部から遠い位置に曳家された例が多い。

屋敷地の外周のうち、主要な道と接する境界及び屋敷地南側の境界には、門と連続する生垣や石垣、塀などを設け、屋敷地を圍繞している。また、屋敷地の北側には、冬季の季節風を防ぐとともに普請の際には用材として利用されるスギが植えられることが多い。

② 在家の屋敷構え

在家では、新町通り沿いなどの農家の方が屋敷地が広く、大門通り沿いの門前にて商家を営んだ在家は比較的屋敷地が狭く、家屋も近接している。南向きの斜面地に立地するため、屋敷地の北側を切り下げ、南側を盛り上げて平坦面を作出している。法面は土羽とする場合と石垣とする場合がある。

大門通り沿いの在家は、主屋を道に面した位置に構え、門や生垣・塀などの圍繞施設を持たない。

一方、新町通り沿いや西根など集落の外縁部に屋敷を構える在家は、道から離れた位置に

主屋を構え、生垣によって屋敷地を圍繞する例が多い。ただし、社家のような門をもつことはなく、庭も農作業の場（脱穀、干し場など）として利用するため、伝統的には池や築山は設けない。附属屋としては土蔵や倉庫が置かれている。

（６）伝統的建造物の特性

ア 建築物の特性

① 社家（御師家）の建築物

（ア）構造と階高

主屋（宿坊）は木造、平入を基本とする。近世までは一階建を主とし、明治以降は屋根裏を改修して二階を付加するようになり、明治後半以降は総二階建の建築物が新築される。旧客殿・庫裏を一棟に収めた一棟型と、別棟にする二棟型があり、一棟型はさらに一棟直屋型と一棟曲屋型に細分される。二棟型の場合、屋敷地の導入部に近い位置に旧客殿が建ち、導入部から遠い位置に棟方向を直交させて旧庫裏を置く。両者は渡廊下で接続している。一棟型の場合、原則として導入部に近い側に旧客殿部を設け、反対側に旧庫裏部を設ける。このとき、多くは梁間1間の長廊下が旧客殿部から旧庫裏部にわたって設けられる。一棟型、二棟型ともに、旧庫裏よりも旧客殿の床を高くし、接続部には数段の階段を設ける。

（イ）屋根

寄棟造又は入母屋造の茅葺を基本とし、明治後期に少数ながら木羽板葺も採用される。昭和以降には金属板葺が加わる。茅葺と木羽板葺の多くは後に金属板に覆われている。茅葺の勾配は8/10～12/10勾配程度を基本とし、棟建ちが高い。木羽板葺及び金属板葺の場合には5/10～7/10勾配程度とする。茅葺の場合、正面大屋根下に虹梁や臺股を備えた向拝が設けられ、古くは大屋根を葺き下ろす。明治以降は金属板葺の唐破風、起り破風、反り破風の向拝となる。正面及び側面の縁部分には金属板葺又は木羽板葺の下屋庇が付く。背面には明治以降に神殿部が拡張されるに伴い、同じく下屋庇を設けている。

（ウ）軒

寄棟造で茅葺の場合、軒を深くするために、船柁造とする例が多い。近代以降の建築では、建築物の正面と導入部に近い側面のみ垂木とする例がある。いずれの場合にも、野地板あらわしとする。

（エ）壁面

土壁、漆喰仕上げを主とし、貫をあらわす真壁造とする。

（オ）基礎

礎石建ちで、床下を高くする。

（カ）縁

主屋（旧客殿部）の正面及び側面に内縁がつく。古くは濡縁であった。

（キ）建具

主屋（旧客殿部）は一階正面に広く開口部をとる。建具は古くは障子や雨戸が使われ、

昭和以降に木製ガラス戸が使われた。

(ク) 間取り

旧客殿の間取りの基本形は、桁方向中央に神殿及び神前を置き、旧庫裏から近い側に主人の寝間・居間を、遠い側に床の間を備えた上座敷・下座敷を置く。これらの各室は襖によって仕切られるが、多くの講員を饗応・参籠させる際には襖が取り払われ、ひとつの広間として利用された。また、旧客殿の廊下は畳廊下としている例が多く、やはり多くの講員が参籠する際には広間の一部として利用された。

(ケ) 門

屋敷地の主導入部に門を設ける例が多い。現存する門には薬医門・高麗門があり、かつては長屋門・冠木門も存在した。

(コ) 附属屋

附属屋として土蔵や倉庫を置く。土蔵は土蔵造二階建、漆喰仕上げ、腰壁は下見板張りを基本とし、妻壁に家紋や絵柄の鰻絵をもつものが多い。屋根は金属板葺の置き屋根形式とするが、戦前までは茅葺が主であった。倉庫は切妻造木造平屋建を基本とし、外壁は土壁漆喰仕上げの真壁造、又は縦板張とする。

② 在家の建築物

(ア) 構造と階高

主屋は木造、平入を基本とする。中社使町通り沿いの商家では、大正以降の建築に妻入も認められる。近世までは一階建を主とし、明治以降は屋根裏を改修して二階を付加するようになる。

(イ) 屋根

寄棟造の茅葺を基本とし、昭和以降に切妻造の木羽板葺、金属板葺が加わる。茅葺と木羽板葺の多くは、後に金属板に覆われている。茅葺の勾配は8/10～12/10勾配程度を基本とし、棟建ちが高い。木羽板葺及び金属板葺の場合には5/10～7/10勾配程度とする。

(ウ) 軒

寄棟造で茅葺の場合、軒を深くするために、船柁造とする例が多く、野地板あらわしとする。

(エ) 壁面

土壁、漆喰仕上げを主とし、貫をあらわす真壁造とする。

(オ) 基礎

礎石建ちで、床下を高くする。

(カ) 縁

主屋正面のうち、ザシキ前面に内縁がつく。近世までは農家に縁側は許可されず、近代以降に作物の取り入れ、干し場、竹細工の材料の置き場として設けられた。

(キ) 建具

チャノマ、ザシキに開口部を取り、ダイドコ（土間）に大戸がつく。建具は古くは障子

や雨戸が使われ、昭和以降に木製ガラス戸が使われた。

(ク) 間取り

古くは広間型で、その後四間取り、食違い型と発展し、現存するものは四間取り食違い型を基本とする。踏込み土間の背面側をミズヤとし、土間脇にマヤ、ミズヤに面してコベヤ、ミソベヤなどを設ける。床上居室部は、土間側からチャノマ、ネマを配し、奥はシモザシキ、カミザシキとする。チャノマには囲炉裏を切る。生活環境が変化する過程で、マヤや土間が風呂や水回りなどに改修された。

(ケ) 附属屋

附属屋として土蔵や倉庫を置く場合がある。土蔵は明治以降に普及したもので、土蔵造二階建、漆喰仕上げ、腰壁は下見板張りを基本とする。妻壁には屋号、絵柄の鏝絵をもつものが多い。屋根は金属板葺の置き屋根形式とするが、戦前までは茅葺が主であった。倉庫は切妻造木造平屋建を基本とし、外壁は土壁漆喰仕上げの真壁造、又は縦板張とする。棟持柱構造の例もある。

③ 神社建築の特徴

戸隠神社中社・宝光社・火之御子社など、規模が大きな社殿は、木造、入母屋造、妻入で、屋根は茅葺または銅板葺とする。規模が小さな社殿は木造、一間社流造である。神仏習合時代に造られた宝光社社殿は、奥行が深い特異な間取りをもち、昭和31年（1956）に再建された中社社殿も基本的な間取りを引き継いでいる。附属屋として社務所、手水舎、宝庫（土蔵）等がある。

イ 建築物以外の工作物の特性

保存予定地区は南向きの緩斜面にあり、近世以来の屋敷地では平坦地を作出するために南側に石垣を設けている例が多い。石垣は、不整形の割石を積んだものが古い例で、大正から昭和にかけては切石を精緻に積んだものが主となる。昭和以降の道路拡幅の際には間知石を用いた谷積みが採用される。在家においては、自然礫をほとんど加工せずに積み上げた野面積みの石垣もよく用いられる。

社家においては、屋敷地の主導入部に、門に代わって石門柱を置く例がある。石門柱は近代以降に設置されたもので、特に門柱の頭にトビ（鴉）の彫像を設えたものが特徴的である。また、導入部に水路をわたる石製太鼓橋を設けている社家も多い。

社家のなかには、屋敷地の圍繞施設として塀をもつ例も少数ながら存在する。伝統的な塀には漆喰を一部に用いた木製の塀と板塀があり、前者は下半部に羽目板を張った白漆喰仕上げで、上半部に規格的な開口部をもち、屋根は板屋根とする。

また、近世において参道沿いに整備された丁石や道標、石燈籠や、民間信仰の対象となっている石塔や石碑、道祖神など、保存地区の歴史と深く結びついた石造物が地区内に点在している。

（７）環境物件の特性

社家においては、近世の院坊時代に造られた庭が特徴的であり、池や築山が整備され、庭木とともに高山植物（カエデ、ジャクナゲ、カタクリ、リュウキンカ、ショウジョウバカマ、イワウチワ、シラネアオイ、イチリンソウ、ニリンソウ、イカリソウ、トガクシソウ [トガクシショウマ]、フッキソウ、ミズバショウ、ワサビ、イワカガミ、ギボウシ、トリアシショウマ、イワヒバ、コタニワタリ、クジャクシダなど）が植栽されている。特に旧本坊久山家には、近世に京都の庭師を招いて造られた回遊式庭園が残り、往時の権勢をうかがわせる。

社家や大門通り沿い以外の在家では、敷地境に生垣を設け、屋敷地を囲繞する。生垣には主にイチイ（戸隠では「トガ」と呼ばれる）が用いられ、定期的な刈り込みを行って枝葉密度を高め、高さを並垣（1.8m）程度に抑えたものが多くみられる。社家の北西側の屋敷境にはスギを主とした防風のための屋敷林があり、屋敷の建替え時に用材として利用され、定期的な伐採・植樹が繰り返されてきた。

このほか、戸隠神社境内地には古い伝説や民話に語られる古木・名木があり、歴史的風致を形成するものとして重要である。加えて、近世の絵図史料において描かれた鳥居とほぼ同じ位置に伝統的な特性を維持した鳥居が現存し、保存地区の重要な景観要素となっている。また、地区内には大小の水路が走っているが、大部分は旧位置をほぼ留めており、一部は近世以来の形態のまま残されている。水資源に恵まれた戸隠を象徴する景観として貴重である。

（８）保存の方向

保存地区では、標高1,100mを超える高標高の地に、近世に形成された地割や屋敷地の重層的な空間構成が良好に残され、かつ中社地区と宝光社地区でその構成が相似形をなしている。戸隠神社社殿に近い範囲には、非常に規模が大きく、伝統的建造物としても優秀な社家（御師家）の宿坊建築が群をなして残り、周囲の石垣や生垣、屋敷林等とあわせて特有の歴史的風致を形成している。また、在家の屋敷においても、昭和30年代まで大きく姿を変えずに建てられた伝統的建造物が多く残り、保存地区内のエリアごとに特徴的な町並みをみせている。こうした保存地区の特性は、戸隠信仰を背景に形成された門前町としての特性をよく伝えており、信仰の背景となった戸隠連峰を中心とする雄大な自然環境は、現在も集落と強い一体性のもとに良好に残されて特色ある地域性を顕著に示している。

戸隠伝統的建造物群保存地区は、その周囲の環境も含め、戸隠の歴史を今に伝える貴重な文化遺産であり、市民共有の財産と認められる。そのため、地区住民はもとより、全市民的な理解と協力のもとに保存地区の伝統的建造物と周囲の環境を保存し、歴史的な特性を活かしたまちづくりを進めることによって、生活環境の向上と地域活性化に努め、長野市の文化力の向上を図るものとする。

（９）保存の内容

伝統的建造物群の特性を維持していると認められる建築物及び石垣等の工作物を「伝統的

建造物」として特定する。また、保存地区を特徴づけている環境要素のうち、伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件を「環境物件」として特定する。

伝統的建造物の外観の修理及び環境物件の現状維持及び復旧については、「修理基準」及び「復旧基準」を別に定める。伝統的建造物以外の建造物及び環境物件以外の物件における新築、増築、改築、移転、修繕及び模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、「修景基準」又は「許可基準」を別に定め、伝統的建造物群の特性に調和するよう整備を行う。

市は、保存地区の歴史的風致を維持、形成するために必要と認められる事業等に要する経費の一部を補助するとともに、自ら必要な事業を行う。以上の目的の遂行にあたっては、長野市、長野市教育委員会のほか、関係機関や保存地区の住民等が協力して進める。

第2章 保存地区における伝統的建造物及び環境物件の特定

戸隠中社・宝光社地区においては、昭和38年(1963)の戸隠スキー場開設及び昭和39年(1964)の戸隠有料道路(戸隠バードライン)開通を契機とした劇的な観光地化により、昭和40年代以降は従来の伝統的様式とは異なった改変が多くなされるようになった。

そのため、保存地区においては、昭和30年代までに建てられた建築物及び工作物のうち、伝統的建造物群の特性を有していると認められるものを「伝統的建造物」と定める。また、伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件を「環境物件」として特定する。特定基準は以下のとおりである。

(1) 伝統的建造物

ア 建築物

昭和30年代までに建てられた主屋及び附属屋、社殿等で、伝統的な特性をよく維持していると認められる建築物。(別表1及び別図3)

イ 建築物以外の工作物

昭和30年代までに建てられた石垣及び門柱、道標・丁石、石燈籠、石塔、石碑、道祖神等で、伝統的な特性をよく維持していると認められる工作物。(別表2及び別図4、5)

(2) 環境物件

伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる生垣、庭園、樹木、鳥居、水路等。(別表3及び別図6)

第3章 伝統的建造物群の保存整備計画

(1) 保存整備の方向

保存地区には比較的良好に旧態を維持している建造物等が多いが、改造や経年による老朽化や破損あるいは、歴史的風致に調和しない改変もみられる。これらの多くは、適切な修理や修景を行うことで保存地区の風致にふさわしい外観に回復することが可能である。また、保存地区の町割りを形成している近世以来の古道を重視し、通り沿いの建造物や環境物件の保存整備を進めて歴史的風致を維持向上させ、来訪者にゆっくりと歩いてもらえる町並みを目指す。

そのため、地区住民の理解と協力のもと、快適な生活の確保を図りながら、伝統的建造物の外観を保存するための修理、環境物件の復旧、伝統的建造物以外の建造物等の修景を計画的に進め、保存地区全体の価値を高める。

また、建造物等の修理、修景に際しては、火災や地震、積雪等の各種災害に対する防災対策にも重点を置く。特に、特別豪雪地帯にも指定される地域であることを踏まえ、積雪荷重対策や積雪に対する躯体の保持、融雪や落雪に対する対策、積雪による木部の腐食防止、雪下ろし対策など、防災上の観点にも十分に配慮する。

(2) 伝統的建造物

伝統的建造物の保存修理にあたっては、主としてその外観を維持するため、別表4に定める「修理基準」に基づく修理を行う。

伝統的建造物群の特性にそぐわない外観の変更が加えられているものについて、復原修理を行う場合は、歴史資料や建造物の詳細実測調査などによる復原的考察に基づく復原、あるいは類例調査から類推される範囲の復原を原則とする。また、保存修理にあたっては、構造耐力上、必要な部分を補強、修理し、耐震性等の防災機能の向上を図るよう努める。

(3) 環境物件

環境物件については、現状維持及び復旧を基本とし、別表4に定める「復旧基準」に基づく保存整備に努める。

(4) 伝統的建造物以外の建造物等

伝統的建造物以外の建造物等の新築、増築、改築、移転、修繕及び模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるものは、伝統的建造物群の特性に調和するよう、別表4にてエリアごとに定める「修景基準」又は「許可基準」を適切に運用して修景を行う。

第4章 助成措置等

(1) 経費の補助

別表4に定める「修理基準」、「復旧基準」又は「修景基準」に基づき歴史的風致を維持、形成するために行う事業等に要する経費に対し、別に定める補助金交付要綱により予算の範囲内で必要な補助を行う。

(2) 技術的援助

保存地区の歴史的風致を維持、形成するため、修理又は修景等に係る設計相談などの必要な技術的援助を行う。

(3) 保存団体等への支援

住民等により組織された団体等で保存地区の歴史的風致を維持、形成するために行う活動等に対し、必要な支援を行う。

また、保存地区の防災対策に寄与する活動や、保存地区内でボランティア等の活動を行う人材の育成を推進する。あわせて、関連団体や研究機関と協力し、修理、修景事業を担う職人等への研修会等を開催し、地域における伝統工法の継承と組織体制の充実を図る。

第5章 保存地区の保存に必要な管理施設、設備及び環境の整備等

(1) 管理施設等

保存地区の歴史や文化に関わる理解の促進、管理や防災に関わる意識の向上、来訪者の誘導等を適切に図るために、歴史的風致に配慮した標識、説明板、案内板等を設置する。

また、保存地区に関する各種情報の発信、来訪者と地区住民の交流、保存地区の管理上の相談や指導にあたるための施設の整備に努める。

(2) 防災施設等

保存地区の総合的な防災計画を早期に策定し、地震、火災、風水害、雪害等の各種災害に対する安全性の確保に努めるとともに、上記防災計画に基づく防災施設等の整備を推進し、伝統的建造物については自動火災報知設備や消火器等の設置を促進する。

伝統的建造物の保存修理に際しては、歴史的風致に配慮した構造補強に努める。また、特別豪雪地帯である地域性に鑑み、伝統的建造物の特性を維持しつつ雪害対策に努める。

住民に対しては、防災意識を高めるため、防災訓練の充実や広報による啓発活動に努める。

また、自衛防災組織の育成に努め、早期発見・通報、初期消火、初動体制の充実を図る。

(3) 環境の整備等

保存地区において歴史を活かしたまちづくりを進めるため、町並みの履歴を考慮した整備を図るよう努める。建造物その他の保存整備を進めるほか、住民の生活の場であることを考慮して、良好な居住環境の創出に努める。

歴史的な営みである屋敷林の定期的な伐採と植林を尊重し、地域特有の景観を維持することに努めるとともに、屋敷林の伐採によって得られた用材を地区内の修理、修景に利用することを推奨する。また、地区住民が主体となって戸隠スキー場中社ゲレンデに自生するススキ（オオガヤ）の茅刈りが平成25年（2013）から始められているが、今後は保存地区内で茅葺屋根の葺き替えが定期的に見込まれることから、その際の屋根材として地域資源が利用されるよう、茅場としての整備を支援する。

路面の舗装、側溝の改良等については、保存地区の歴史的風致に調和したものとなるよう整備に努め、特に歩行者の安全性を確保してゆっくりと歩いて散策できるよう整備に努める。また、電柱・架線等は、保存地区の歴史的風致に配慮し、移設又は地下埋設化するよう努める。

誘導案内板、建築物等に設置する屋外広告物、その他保存地区内の設置物等については、保存地区の歴史的風致と調和したものとなるよう、地区住民や関係機関との協議によってガイドラインを策定し整備を推進する。

観光シーズンに地区内で発生する渋滞など交通関係の課題については、駐車場整備などのハード対策やパークアンドライドなどのソフト対策を含め、交通対策を地区住民や関係機関と検討し、課題の解決に努める。なお、駐車場の整備にあたっては、植栽等を施すことによって周囲の景観との調和を図る。また、公衆トイレ等の衛生施設については、既存施設を有効に活用するとともに、新たに整備する場合には保存地区の歴史的風致と調和したものとする。

将来的に予想される空き家の増加についても、地区住民や関係機関との協力のもと、空き家バンクなどの諸制度を活用し、建造物の保全と有効活用を図る。

第6章 保存地区を核とした地域の活性化とまちづくり計画

(1) 住民主体のまちづくり

保存地区の歴史的な町並みを保存し、地域の活性化と地区住民の生活環境の向上を果たすためには、住民が主体性をもってまちづくりに参画することが不可欠である。そのためには、住民同士がまちづくりに対して意見を交わす場が必要であり、話し合われた内容を実行に移

す仕組みも求められる。現在、中社区、宝光社区をはじめ地域の各種団体によって構成された戸隠中社・宝光社地区まちづくり協議会が組織され、まちづくりに関する広報紙の発行や、シンポジウム・勉強会の開催など積極的な活動が展開されている。こうした活動が今後も継続し、さらに発展するよう、市は必要な支援を行う。

(2) 周辺との連携

保存地区の歴史的風致を保全していくためには、保存地区内の伝統的建造物や環境物件の保存を図るとともに、周辺地区の景観や自然環境を保護していくことが求められる。保存地区を含む戸隠地域は、平成19年（2007）に策定された長野市景観計画において「特色ある景観形成を特に推進する地区」に指定され、平成25年（2013）4月に認定された長野市歴史的風致維持向上計画においては、「善光寺・戸隠地区」として重点区域となり、あわせて、街なみ環境整備事業が導入されている。また、平成27年（2015）年3月には保存地区を含む一帯が「妙高戸隠連山国立公園」として分離指定され、現在、地域の実情に即した国立公園管理運営業務の一層の徹底を図り、国立公園の適正な保護と利用の推進を図ることを目的として、環境省が国立公園管理運営計画の策定を進めている。こうした景観法や歴史まちづくり法、自然公園法などに基づく関連法令・計画等と連携を図り、周辺地区を含めた環境の保全を図る必要がある。

また、町並みの魅力を高め、持続可能なまちづくりを推進するにあたっては、それを担う住民が地域で生活できなければならず、地域経済が健全な形で維持されていかねばならない。保存地区とその周辺には、観光客を対象とした宿泊施設、飲食店、土産物店が多くあり、観光業が地域経済に占める割合が大きい。そのため、商工観光部局との連携のもと、観光を主体とした地域経済の強化に努め、地域の活性化と持続的なまちづくりを目指す。

なお、こうした保存地区を核とした地域の活性化とまちづくりを円滑に進めていくためには、周辺地区を含めた地域全体での取り組みが不可欠である。そのため、観光等によって得られた収益が地域全体に還元される仕組みを作ることを検討する。

別表 1 伝統的建造物（建築物）

番号	種別	員数	所在地	備考
1-1-1	主屋	1棟	長野市戸隠3515-4	宿坊
1-1-2	主屋	1棟	長野市戸隠3380	宿坊
1-1-3	主屋	1棟	長野市戸隠3348	宿坊
1-1-4	主屋	1棟	長野市戸隠3356	宿坊
1-1-5	土蔵	1棟	長野市戸隠3357	
1-1-6	土蔵	1棟	長野市戸隠3499-2	
1-1-7	主屋	1棟	長野市戸隠3425, 3426	宿坊
1-1-8	土蔵	1棟	長野市戸隠3426	
1-1-9	主屋	1棟	長野市戸隠3354	宿坊（旧徳善院客殿）
1-1-10	主屋	1棟	長野市戸隠3354	宿坊（旧徳善院庫裏）
1-1-11	主屋	1棟	長野市戸隠3363-イ	宿坊
1-1-12	主屋	1棟	長野市戸隠3373	宿坊（旧行勝院客殿）
1-1-13	物見	1棟	長野市戸隠3373, 3374	旧本坊物見
1-1-14	土蔵	1棟	長野市戸隠3372-ロ	
1-1-15	門	1棟	長野市戸隠3375	
1-1-16	主屋	1棟	長野市戸隠3489, 3490	宿坊
1-1-17	土蔵	1棟	長野市戸隠3490	
1-1-18	主屋	1棟	長野市戸隠3503	宿坊
1-1-19	土蔵	1棟	長野市戸隠3502	
1-1-20	主屋	1棟	長野市戸隠3352	宿坊
1-1-21	主屋	1棟	長野市戸隠3352	宿坊
1-1-22	主屋	1棟	長野市戸隠3371	宿坊
1-1-23	主屋	1棟	長野市戸隠3386-1, 3387-2	宿坊
1-1-24	土蔵	1棟	長野市戸隠3386-1, 3387-2	
1-1-25	主屋	1棟	長野市戸隠3366	宿坊
1-1-26	主屋	1棟	長野市戸隠3384	宿坊
1-1-27	主屋	1棟	長野市戸隠3384	宿坊
1-1-28	土蔵	1棟	長野市戸隠3383	
1-1-29	主屋	1棟	長野市戸隠3347	宿坊
1-1-30	土蔵	1棟	長野市戸隠3347	
1-1-31	門	1棟	長野市戸隠3347	
1-1-32	土蔵	1棟	長野市戸隠3488-2	
1-1-33	主屋	1棟	長野市戸隠2332-1	宿坊（旧広善院客殿）
1-1-34	土蔵	1棟	長野市戸隠2330-1, 2332-1	
1-1-35	主屋	1棟	長野市戸隠2322-1	宿坊
1-1-36	門	1棟	長野市戸隠2302	
1-1-37	主屋	1棟	長野市戸隠2113-3	宿坊（旧教釈院客殿）
1-1-38	土蔵	1棟	長野市戸隠2113-2	
1-1-39	門	1棟	長野市戸隠2114-2	

番号	種別	員数	所在地	備考
1-1-40	主屋	1棟	長野市戸隠2342	宿坊
1-1-41	主屋	1棟	長野市戸隠 2327-イ, 2329-ロ	宿坊
1-1-42	主屋	1棟	長野市戸隠 2164-1	宿坊 (旧福寿院客殿)
1-1-43	門	1棟	長野市戸隠 2165	
1-1-44	主屋	1棟	長野市戸隠 2348-1	宿坊
1-1-45	土蔵	1棟	長野市戸隠 2347-1, 2347-8	
1-1-46	主屋	1棟	長野市戸隠 2157	宿坊 (旧智照院客殿)
1-1-47	主屋	1棟	長野市戸隠 2157	宿坊
1-1-48	主屋	1棟	長野市戸隠 2120	宿坊 (旧常泉院里坊)
1-1-49	主屋	1棟	長野市戸隠 2351	宿坊
1-1-50	主屋	1棟	長野市戸隠 2167	宿坊 (旧遍照院客殿)
1-1-51	土蔵	1棟	長野市戸隠 2166-ロ	
1-1-52	主屋	1棟	長野市戸隠 2339	宿坊
1-1-53	土蔵	1棟	長野市戸隠 2339	
1-1-54	主屋	1棟	長野市戸隠 2321-ロ, 2303	宿坊
1-1-55	土蔵	1棟	長野市戸隠 2303	
1-1-56	納屋	1棟	長野市戸隠 2303	
1-1-57	主屋	1棟	長野市戸隠 2156-1	
1-2-1	主屋	1棟	長野市戸隠 3339	
1-2-2	主屋	1棟	長野市戸隠 3296	
1-2-3	土蔵	1棟	長野市戸隠 3147-ロ	
1-2-4	主屋	1棟	長野市戸隠 3520	
1-2-5	土蔵	1棟	長野市戸隠 3492	
1-2-6	主屋	1棟	長野市戸隠 2295-イ	
1-2-7	土蔵	1棟	長野市戸隠 2295-イ, 2296	
1-2-8	土蔵	1棟	長野市戸隠 2309	
1-2-9	土蔵	1棟	長野市戸隠 2372	
1-2-10	納屋	1棟	長野市戸隠 2393-2	
1-2-11	土蔵	1棟	長野市戸隠 2184	
1-2-12	主屋	1棟	長野市戸隠 2126	
1-2-13	主屋	1棟	長野市戸隠 2126	
1-2-14	土蔵	1棟	長野市戸隠 2134	
1-2-15	主屋	1棟	長野市戸隠 2281	
1-2-16	主屋	1棟	長野市戸隠 2191-イ, 2192	
1-2-17	土蔵	1棟	長野市戸隠 2193-3	
1-2-18	離れ	1棟	長野市戸隠 2126	
1-2-19	主屋	1棟	長野市戸隠 2284-2	
1-2-20	土蔵	1棟	長野市戸隠 2361	
1-3-1	主屋	1棟	長野市戸隠 3394-1	

番号	種別	員数	所在地	備考
1-3-2	土蔵	1棟	長野市戸隠 3397-1	
1-3-3	土蔵	1棟	長野市戸隠 3393-1	
1-3-4	主屋	1棟	長野市戸隠 3417	
1-4-1	社殿	1棟	長野市戸隠3506-1, 3506-2, 3506-7	中社社殿
1-4-2	社務所	1棟	長野市戸隠3506-1	中社社務所
1-4-3	土蔵	1棟	長野市戸隠3506-2	中社宝庫
1-4-4	社殿	1棟	長野市戸隠3506-2	日吉社
1-4-5	手水舎	1棟	長野市戸隠3506-2	中社手水舎
1-4-6	社殿	1棟	長野市戸隠3506-2	諏訪社本殿
1-4-7	社殿	1棟	長野市戸隠3506-2	天神社
1-4-8	社殿	1棟	長野市戸隠3505	五斎神社拝殿
1-4-9	社殿	1棟	長野市戸隠2412-2	火之御子社社殿
1-4-10	社殿	1棟	長野市戸隠2110	宝光社社殿
1-4-11	社殿	1棟	長野市戸隠2110	天神社

別表2 伝統的建造物（工作物）

番号	種別	員数	所在地	備考
2-1	石垣	8.8m	長野市戸隠3506-2	
2-2	石垣	8.8m	長野市戸隠3506-2	
2-3	石垣	4.2m	長野市戸隠3506-2	
2-4	石垣	5.6m	長野市戸隠3506-2	
2-5	石垣	13.2m	長野市戸隠3506-2	
2-6	石垣	29.2m	長野市戸隠3506-2	
2-7	石垣	26.9m	長野市戸隠3506-2	
2-8	石垣	6.4m	長野市戸隠3515-7	
2-9	石垣	37.8m	長野市戸隠3515-10	
2-10	石垣	88.0m	長野市戸隠3515-4	
2-11	石垣	22.7m	長野市戸隠3515-9	
2-12	石垣	6.0m	長野市戸隠3354	
2-13	石垣	7.0m	長野市戸隠3354	
2-14	石垣	31.8m	長野市戸隠3354	
2-15	石垣	7.1m	長野市戸隠3354	
2-16	石垣	7.6m	長野市戸隠3352	
2-17	石垣	12.2m	長野市戸隠3352	
2-18	石垣	12.2m	長野市戸隠3352	
2-19	石垣	10.8m	長野市戸隠3347	
2-20	石垣	2.6m	長野市戸隠3347	
2-21	石垣	13.0m	長野市戸隠3347	
2-22	石垣	3.0m	長野市戸隠3347	
2-23	石垣	9.0m	長野市戸隠3344	
2-24	石垣	14.3m	長野市戸隠3356	
2-25	石垣	12.8m	長野市戸隠3356	
2-26	石垣	21.5m	長野市戸隠3366	
2-27	石垣	18.3m	長野市戸隠3361	
2-28	石垣	7.0m	長野市戸隠3427	
2-29	石垣	6.6m	長野市戸隠3386-1	
2-30	石垣	8.5m	長野市戸隠3299	
2-31	石垣	6.7m	長野市戸隠2412-2	
2-32	石垣	6.7m	長野市戸隠2412-2	
2-33	石垣	12.5m	長野市戸隠2110	
2-34	石垣	10.1m	長野市戸隠2110	
2-35	石垣	23.3m	長野市戸隠2113-3	
2-36	石垣	21.9m	長野市戸隠2110	
2-37	石垣	23.8m	長野市戸隠2110	
2-38	石垣	19.3m	長野市戸隠2341	

番号	種別	員数	所在地	備考
2-39	石垣	25.5m	長野市戸隠2341	
2-40	石垣	43.4m	長野市戸隠2339	
2-41	石垣	10.0m	長野市戸隠2339	
2-42	石垣	11.7m	長野市戸隠2348-2	
2-43	石垣	19.5m	長野市戸隠2155-2	
2-44	石垣	19.5m	長野市戸隠2155-2	
2-45	石垣	21.6m	長野市戸隠2134	
2-46	石垣	32.6m	長野市戸隠2157	
2-47	石垣	13.6m	長野市戸隠2157	
2-48	石垣	6.1m	長野市戸隠2332-1	
2-49	石垣	13.8m	長野市戸隠2332-1	
2-50	石垣	24.9m	長野市戸隠2330-1	
2-51	石垣	6.1m	長野市戸隠2351	
2-52	石垣	19.9m	長野市戸隠2351	
2-53	石垣	14.4m	長野市戸隠2373-3	
2-54	石垣	43.0m	長野市戸隠2371	
2-55	石垣	12.8m	長野市戸隠2366	
2-56	石垣	22.2m	長野市戸隠2365-2, 2365-3	
2-57	石垣	17.5m	長野市戸隠2255	
2-58	石垣	8.8m	長野市戸隠2256-1	
2-59	石垣	31.4m	長野市戸隠2256-2	
2-60	石垣	25.5m	長野市戸隠2257	
2-61	石垣	14.6m	長野市戸隠2360-1, 2360-2	
2-62	石垣	21.0m	長野市戸隠2359	
2-63	石垣	11.6m	長野市戸隠2314-6	
2-64	石垣	34.5m	長野市戸隠2311, 2312	
2-65	石垣	3.2m	長野市戸隠2310-2	
2-66	石垣	8.3m	長野市戸隠2310-1	
2-67	石垣	14.3m	長野市戸隠2309	
2-68	石垣	10.1m	長野市戸隠2309	
2-69	石垣	4.2m	長野市戸隠2321- ^ア	
2-70	石垣	6.0m	長野市戸隠2303	
2-71	石垣	8.0m	長野市戸隠2304- ^イ	
2-72	石垣	7.6m	長野市戸隠2165	
2-73	石垣	7.8m	長野市戸隠2263	
2-74	石垣	16.0m	長野市戸隠2296	
2-75	石垣	21.4m	長野市戸隠2295- ^イ	
2-76	石垣	12.6m	長野市戸隠2291-1	

番号	種別	員数	所在地	備考
2-77	石垣	24.5m	長野市戸隠2294	
2-78	石垣	18.0m	長野市戸隠2288	
2-79	石垣	15.5m	長野市戸隠2180	
2-80	石垣	13.8m	長野市戸隠2287-3	
2-81	石垣	8.8m	長野市戸隠2193-2	
2-82	石垣	7.4m	長野市戸隠2193-2, 2193-3	
2-83	道標	1基	長野市戸隠3607-4-2地先	
2-84	道標	1基	長野市戸隠3503-1	
2-85	丁石	1基	長野市戸隠3423-1	
2-86	丁石	1基	長野市戸隠3423-1	
2-87	石燈籠	1基	長野市戸隠3354	
2-88	石燈籠	1基	長野市戸隠3355-1	
2-89	石燈籠	1基	長野市戸隠3503-1	
2-90	石燈籠	1基	長野市戸隠3375-1	
2-91	石燈籠	1基	長野市戸隠3375-1	
2-92	石燈籠	1基	長野市戸隠3375-1	
2-93	石燈籠	1基	長野市戸隠3384-1	
2-94	石燈籠	1基	長野市戸隠3386-4	
2-95	石橋	1基	長野市戸隠3375-3	
2-96	門柱	1基	長野市戸隠3489	
2-97	門柱	1基	長野市戸隠3489	
2-98	門柱	1基	長野市戸隠2348-1	
2-99	門柱	1基	長野市戸隠2348-1	
2-100	石橋	1基	長野市戸隠2348-1	
2-101	石碑	1基	長野市戸隠3505	宣澄靈碑
2-102	石碑	1基	長野市戸隠3505	宣澄墓碑
2-103	石碑	1基	長野市戸隠3515-4	守護不入之碑
2-104	石碑	1基	長野市戸隠3375-2	宣澄靈碑
2-105	石塔	1基	長野市戸隠3390	納経供養塔
2-106	石碑	1基	長野市戸隠2108-2	伏拝所
2-107	石塔	1基	長野市戸隠3386-1	宝篋印塔
2-108	石碑	1基	長野市戸隠3386-1	一茶句碑
2-109	石碑	1基	長野市戸隠3354	旧一ノ鳥居部材転用
2-110	石碑	1基	長野市戸隠2164-1	旧一ノ鳥居部材転用

別表3 環境物件

番号	種別	員数	所在地	備考
3-1	庭園	1園	長野市戸隠3515-4	回遊式庭園
3-2	庭園	1園	長野市戸隠3373	
3-3	庭園	1園	長野市戸隠2341, 2342	
3-4	庭園	1園	長野市戸隠2157	
3-5	庭園	1園	長野市戸隠2164-1	
3-6	樹木	1本	長野市戸隠3506-2	スギ(三本杉)
3-7	樹木	1本	長野市戸隠3515-12	スギ(三本杉)
3-8	樹木	1本	長野市戸隠3355-1	スギ(三本杉)
3-9	樹木	1本	長野市戸隠2412-2	スギ(二本杉)
3-10	樹木	1本	長野市戸隠2412-2	オオヤマザクラ(西行桜)
3-11	樹木	1本	長野市戸隠2108-2	スギ
3-12	生垣	40.0m	長野市戸隠3515-4	
3-13	生垣	21.9m	長野市戸隠3354	
3-14	生垣	31.0m	長野市戸隠3352	
3-15	生垣	8.1m	長野市戸隠3352	
3-16	生垣	8.7m	長野市戸隠3352	
3-17	生垣	34.0m	長野市戸隠3228-1, 3347	
3-18	生垣	7.6m	長野市戸隠3347	
3-19	生垣	50.6m	長野市戸隠3348	
3-20	生垣	22.9m	長野市戸隠3355, 3356	
3-21	生垣	26.9m	長野市戸隠3356	
3-22	生垣	30.5m	長野市戸隠3503	
3-23	生垣	33.7m	長野市戸隠3503	
3-24	生垣	40.3m	長野市戸隠3504	
3-25	生垣	34.6m	長野市戸隠3502, 3504	
3-26	生垣	9.3m	長野市戸隠3279-2	
3-27	生垣	11.8m	長野市戸隠3280	
3-28	生垣	9.5m	長野市戸隠3384	
3-29	生垣	15.2m	長野市戸隠3384	
3-30	生垣	3.7m	長野市戸隠3384	
3-31	生垣	10.5m	長野市戸隠3425	
3-32	生垣	39.7m	長野市戸隠3425, 3426, 3427	
3-33	生垣	65.7m	長野市戸隠3387-2, 3388-3, 3388- ^ア	
3-34	生垣	11.2m	長野市戸隠3303	
3-35	生垣	21.2m	長野市戸隠3303	
3-36	生垣	7.6m	長野市戸隠3303	
3-37	生垣	54.0m	長野市戸隠2379	
3-38	生垣	16.0m	長野市戸隠2373-3	

番号	種別	員数	所在地	備考
3-39	生垣	17.5m	長野市戸隠2378-1, 2378-2	
3-40	生垣	4.0m	長野市戸隠2378-1	
3-41	生垣	11.5m	長野市戸隠2372	
3-42	生垣	7.8m	長野市戸隠2348-1	
3-43	生垣	16.0m	長野市戸隠2330-1	
3-44	生垣	5.8m	長野市戸隠2341	
3-45	生垣	6.3m	長野市戸隠2114-2	
3-46	生垣	28.0m	長野市戸隠2330-1	
3-47	生垣	34.6m	長野市戸隠2302, 2322-1, 2323-1	
3-48	生垣	12.5m	長野市戸隠2256-1	
3-49	生垣	6.0m	長野市戸隠2260	
3-50	生垣	2.5m	長野市戸隠2260	
3-51	生垣	27.0m	長野市戸隠2311, 2312	
3-52	生垣	20.4m	長野市戸隠2295-イ	
3-53	生垣	25.5m	長野市戸隠2294	
3-54	生垣	17.4m	長野市戸隠2288	
3-55	生垣	6.0m	長野市戸隠2287-2	
3-56	生垣	7.0m	長野市戸隠2287-2	
3-57	生垣	21.5m	長野市戸隠2180	
3-58	生垣	47.0m	長野市戸隠2191-ロ	
3-59	生垣	30.0m	長野市戸隠2279	
3-60	水路	59.2m	長野市戸隠3375-2地先から3375-3地先まで	
3-61	水路	19.0m	長野市戸隠3375-5地先から3375-4地先まで	
3-62	水路	22.2m	長野市戸隠2164-2	
3-63	鳥居	1基	長野市戸隠3506-2	中社鳥居
3-64	鳥居	1基	長野市戸隠3505	諏訪社鳥居
3-65	鳥居	1基	長野市戸隠2412-2	火之御子社鳥居
3-66	鳥居	1基	長野市戸隠2110	宝光社鳥居
3-67	樹木	1本	長野市戸隠3506-2	スギ(中社御神木)

別表4 修理（復旧）・修景・許可基準

基準項目			修理基準・復旧基準	修景基準			許可基準			
			全エリア共通	社家（御師家）エリア	在家エリア	在家（商家）エリア	社家（御師家）エリア	在家エリア	在家（商家）エリア	
共通事項	敷地	屋敷構え	同右	同右				可能な限り現状の屋敷構えを維持し、塀や生垣等により敷地を圍繞する。	可能な限り現状の屋敷構えを維持し、生垣等により敷地を圍繞する。	可能な限り現状の屋敷構えを維持する。
	配置計画	主屋・附属屋（土蔵・倉庫等）						原則、現状維持とし、新築の場合は敷地の履歴、旧状を調査の上、エリア内の周囲の伝統的建造物の特性にあわせた位置とする。	同左	
建築物	構造・規模	主構造	現状維持のための修理又は、履歴を調査の上、伝統的形式を回復するための復原修理とする。	原則、現状維持とし、新築の場合は伝統的建造物の特性を有する木造とする。 【主屋】平入を基本とし、船楯造を推奨する。	原則、現状維持とし、新築の場合は伝統的建造物の特性を有する木造とする。 【主屋】平入を基本とする。	原則、木質構造とする。 【主屋】平入を基本とする。	同左			
		階数		二階建以下とし、二階建とする場合は原則、総二階とする。	同左	二階建以下とする。	同左			
		棟高		【主屋】12m以下とし、かつ、エリア内の周囲の伝統的建造物を越えないようにする。 【附属屋（土蔵・倉庫等）】7m以下とし、かつ、エリア内の周囲の伝統的建造物を越えないようにする。	同左	【主屋】12m以下とし、かつ、エリア内の周囲の伝統的建造物を越えないようにする。 【附属屋（土蔵・倉庫等）】7m以下とし、かつ、エリア内の周囲の伝統的建造物を越えないようにする。	同左			
		規模		エリア内の周囲の伝統的建造物にならない、敷地にあった規模とする。	同左	エリア内の周囲の伝統的建造物にならない、敷地にあった規模とする。	同左			
	屋根	屋根形		【主屋】原則、寄棟造又は入母屋造とし、可能な限り向拝を設ける。棟方向はエリア内の周囲の伝統的建造物にあわせる。 【附属屋（土蔵・倉庫等）】切妻造とし、土蔵は置き屋根形式を推奨する。	【主屋】原則、寄棟造又は切妻造とする。棟方向はエリア内の周囲の伝統的建造物にあわせる。 【附属屋（土蔵・倉庫等）】同左	歴史的風致と調和したものととし、二方向以上の勾配屋根とする。 【主屋】棟方向はエリア内の周囲の伝統的建造物にあわせる。	同左			
		葺方		茅葺、木羽板葺、金属板葺のいずれかとする。	同左	歴史的風致と調和したものととする。	同左			
		勾配		茅葺の場合は8/10～12/10勾配程度、木羽板葺及び金属板葺の場合は5/10～7/10勾配程度とする。	同左	歴史的風致と調和したものととする。	同左			
		軒高		エリア内の周囲の伝統的建造物にあわせる。 【主屋】7m以下とする。 【附属屋（土蔵・倉庫等）】5m以下とする。	同左	エリア内の周囲の伝統的建造物にあわせる。 【主屋】7m以下とする。 【附属屋（土蔵・倉庫等）】5m以下とする。	同左			
		軒		軒の出は、エリア内の周囲の伝統的建造物にあわせる。 軒裏は、垂木、野地板あらわしとする。	同左	歴史的風致と調和したものととする。	同左			
		色彩		茶色系又は黒色系とする。	同左	歴史的風致と調和したものととする。	同左			
		庇		葺方	木羽板葺又は金属板葺とする。	同左	歴史的風致と調和したものととする。	同左		
	勾配			2/10～3/10勾配程度とする。	同左	歴史的風致と調和したものととする。	同左			
	軒高			エリア内の周囲の伝統的建造物にあわせ、4m以下とする。	同左	エリア内の周囲の伝統的建造物にあわせ、4m以下とする。	同左			
	軒			軒の出は、エリア内の周囲の伝統的建造物にあわせる。 軒裏は、垂木及び野地板あらわしとする。	同左	歴史的風致と調和したものととする。	同左			
	色彩			茶色系又は黒色系とする。	同左	歴史的風致と調和したものととする。	同左			
	立面意匠	外壁		原則、木、土、漆喰等の伝統的な材料及び工法とする。 【主屋】原則、貫をあらわす真壁造で漆喰仕上げの土壁とする。 【附属屋（土蔵）】原則、大壁造で漆喰仕上げの土壁、腰壁を下見板張とする。 【附属屋（倉庫等）】原則、真壁造で漆喰仕上げの土壁、又は縦板張とする。	同左	自然素材を多く用い、やむを得ず自然素材以外を用いる場合は、歴史的風致と調和したものととする。	同左			
		建具		木製とし、伝統的な意匠及び納まりとする。	同左	歴史的風致と調和したものととする。	同左			
		基礎		エリア内の周囲の伝統的建造物にあわせる。	同左	歴史的風致と調和したものととする。	同左			
		色彩		材質を生かした色彩とする。	同左	歴史的風致と調和したものととする。	同左			
	門			原則、履歴を調査の上、伝統的な材料及び工法とする。		歴史的風致と調和したものととする。				

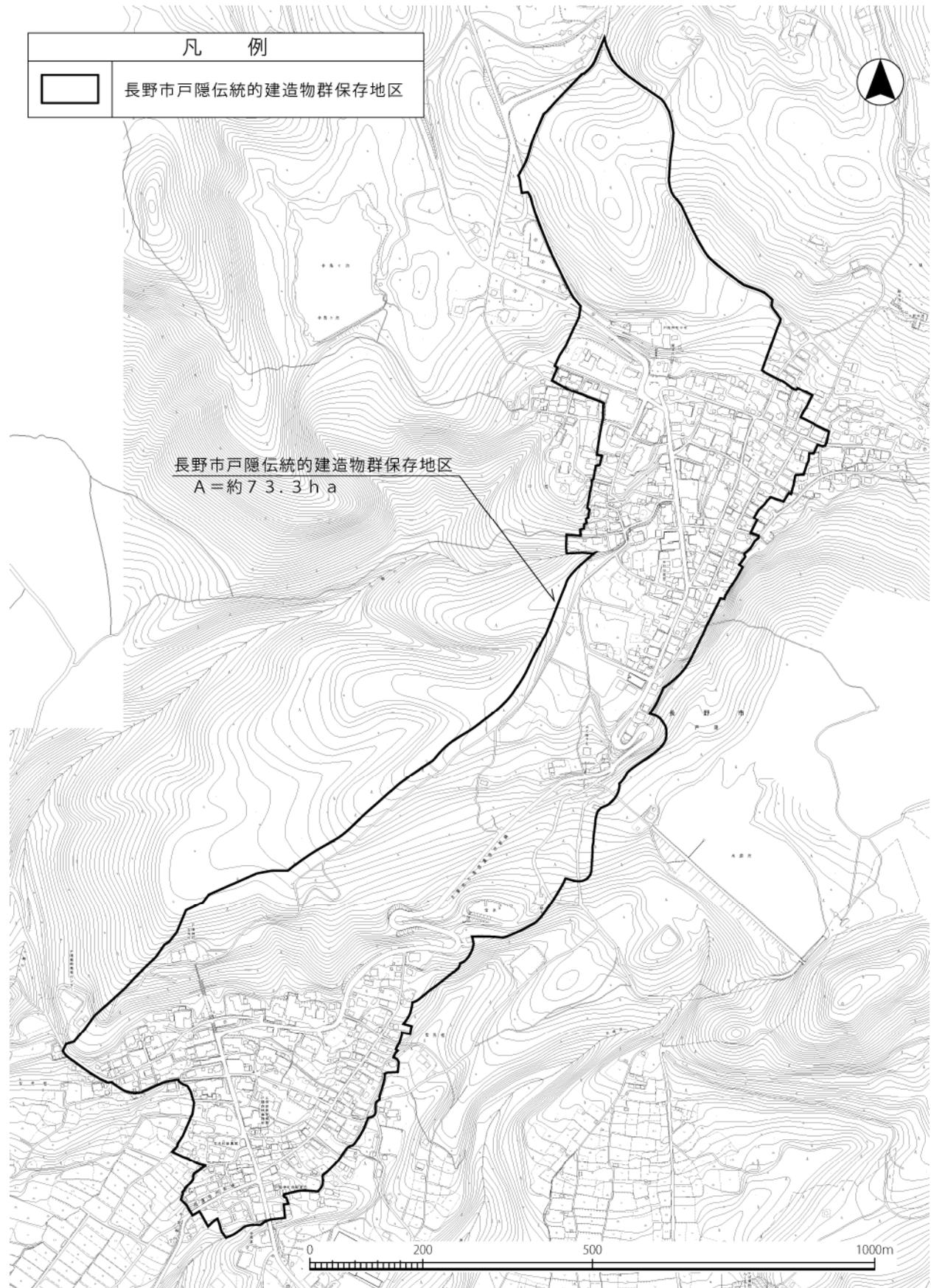
基準項目		修理基準・復旧基準	修景基準			許可基準		
		全エリア共通	社家（御師家）エリア	在家エリア	在家（商家）エリア	社家（御師家）エリア	在家エリア	在家（商家）エリア
工作物	塀	現状維持のための修理又は、履歴を調査の上、伝統的形式を回復するための復原修理とする。	原則、履歴を調査の上、周囲の伝統的建造物の特性にあわせたものとする。			歴史的風致と調和したものとする。		
	石垣		原則、履歴を調査の上、周囲の伝統的建造物の特性にあわせたものとする。	同左		歴史的風致と調和したものとする。	同左	
	門柱・太鼓橋		原則、履歴を調査の上、周囲の伝統的建造物の特性にあわせたものとする。			歴史的風致と調和したものとする。		
	その他石造物		原則、履歴を調査の上、周囲の伝統的建造物の特性にあわせたものとする。	同左		歴史的風致と調和したものとする。	同左	
環境物件	生垣	現状維持又は履歴を調査の上、旧状への復旧とする。	原則、履歴を調査の上、周囲の伝統的建造物の特性にあわせたものとする。	同左		歴史的風致と調和したものとする。	同左	
	庭園		原則、履歴を調査の上、周囲の伝統的建造物の特性にあわせたものとする。			歴史的風致と調和したものとする。		
	樹木		原則、履歴を調査の上、周囲の伝統的建造物の特性にあわせたものとする。	同左		歴史的風致と調和したものとする。	同左	
	水路等		原則、履歴を調査の上、周囲の伝統的建造物の特性にあわせたものとする。	同左		歴史的風致と調和したものとする。	同左	
その他	設備機器		原則、通常望見できない位置とし、やむを得ず通常望見できる位置とする場合は、伝統的な材料で覆うなど、外観上目立たないようにする。	同左		歴史的風致と調和したものとする。	同左	
	外灯				歴史的風致と調和したものとする。	同左		
	屋外広告物		規模			表示面積、掲出数は、目的及び効果を考慮し必要最小限とする。	同左	
			色彩			地色は、黒又は茶系の濃色とし、文字は白を基調とする。	同左	
			照明			動光又は点滅を伴わない白色又は昼光色の光源とする。	同左	
その他				のぼりや立て看板は、必要最小限とする。	同左			

※古道・山林エリアの基準は、在家エリアの基準を準用する。

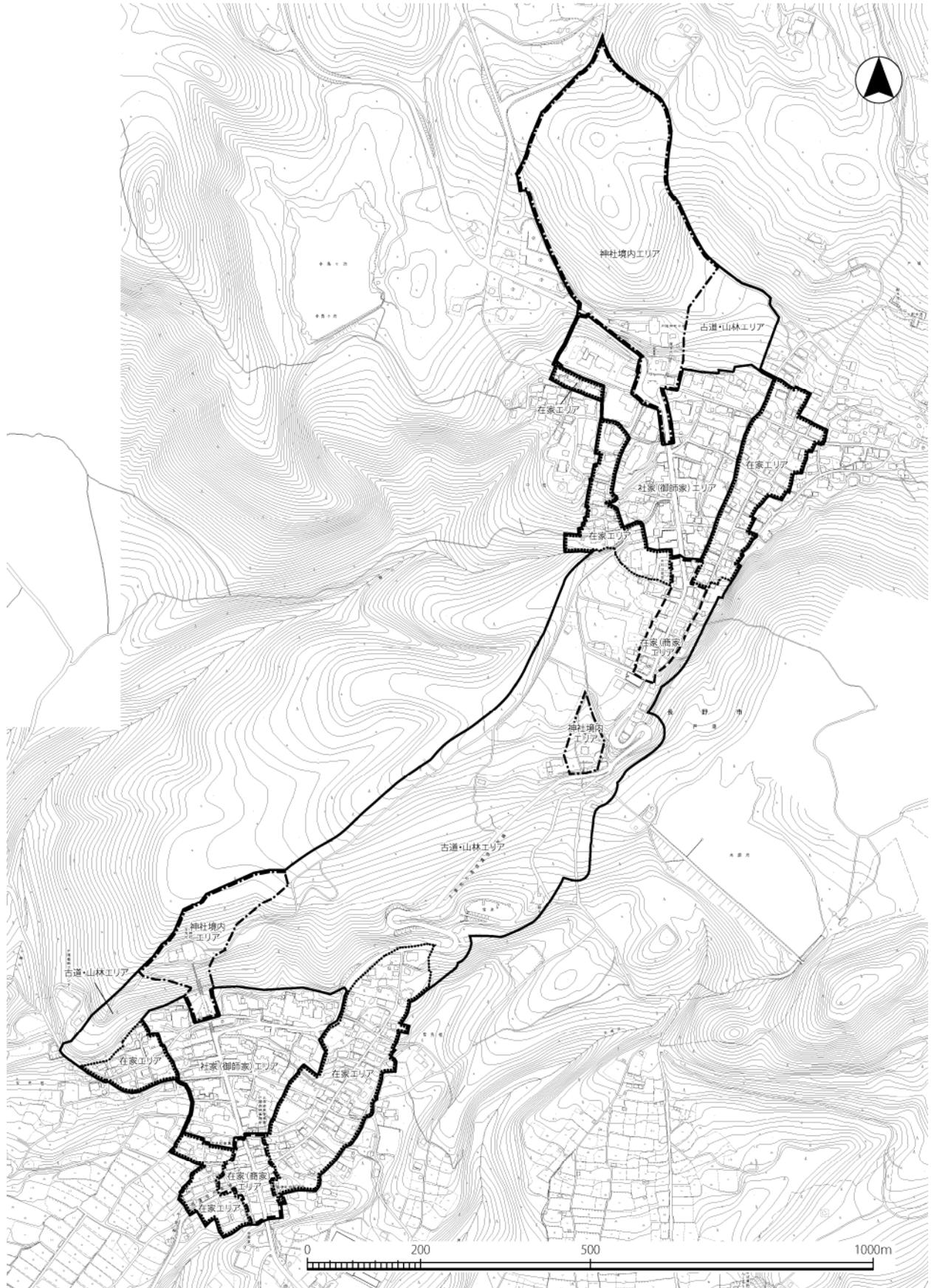
神社境内エリアにおける現状変更行為に際しては、あらかじめ、長野市教育委員会や長野市伝統的建造物群保存地区保存審議会等の意見を聴くこととする。

この基準に記載のないことで、長野市教育委員会が特に必要と認め、長野市伝統的建造物群保存地区保存審議会の承認を得たものは、上記の基準の限りではない。

別図1 保存地区の範囲



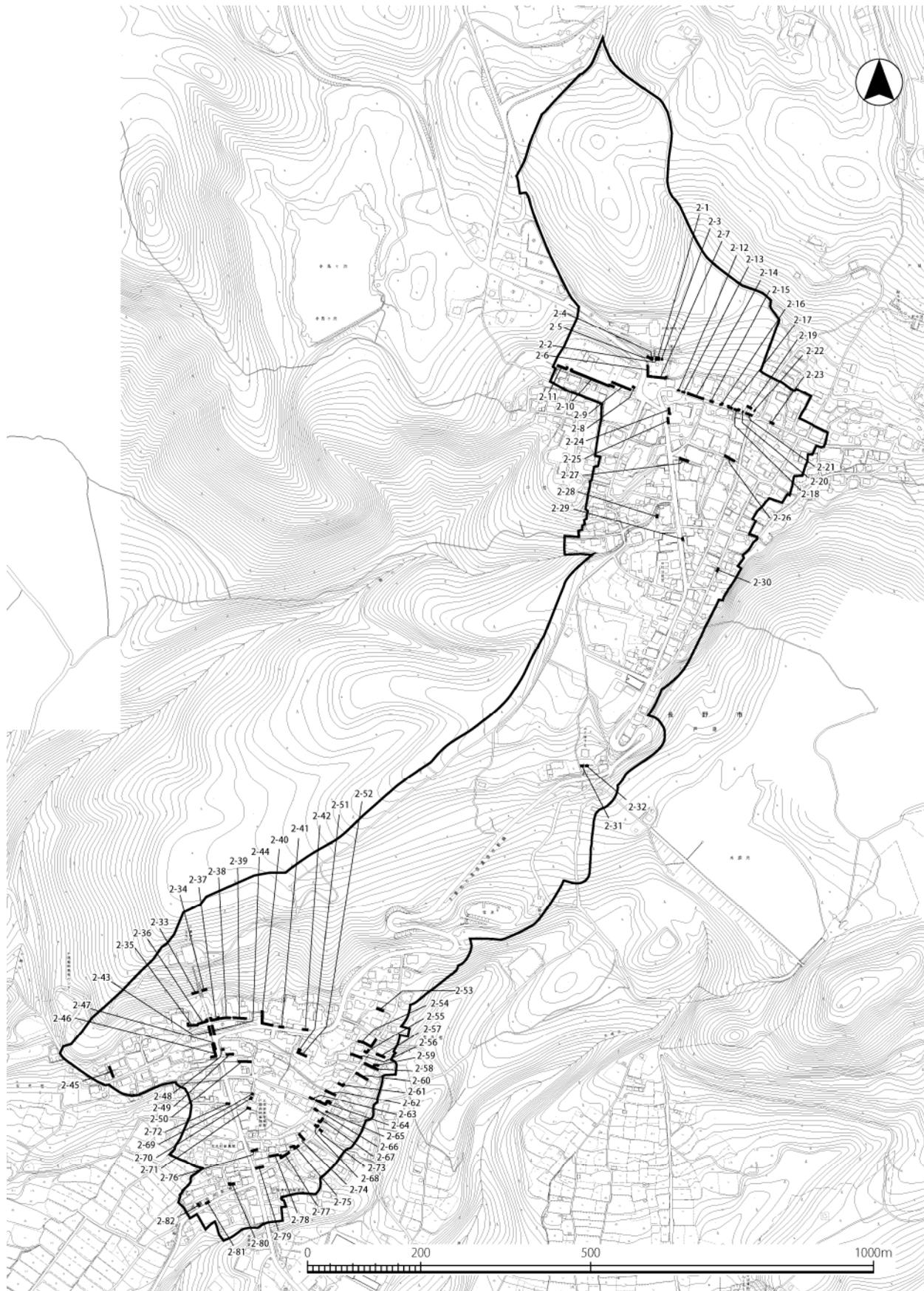
別図2 保存地区のエリア区分



別図3 伝統的建造物（建築物）の位置図



別図4 伝統的建造物（工作物・石垣）の位置図



別図5 伝統的建造物（工作物・石造物）の位置図



別図6 環境物件の位置図

